

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します。

支給額 児童1人当たり一律5万円

支給対象者

18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（児童に法令で定める程度の障がいのある場合は20歳未満）のひとり親家庭児童を監護・養育する方のうち、以下の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
ただし、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

給付金の支給手続き

- ①に該当する方
 - ▶給付金は、申請不要で受け取れます。
 - ▶5月中に、令和3年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
 - ▶受け取りを希望しない場合は、「受給拒否届出書」を、4月30日までにこども相談室へ郵送または、窓口提出してください。
- ②または③のいずれかに該当する方
 - ▶給付金を受け取るには、申請が必要です。
 - ▶申請書に振込先口座などを記入して、必要書類と共にこども相談室へ郵送または、窓口提出してください。
 - ▶給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。
 - ▶各種様式については、市ホームページよりダウンロードできます。こども相談室窓口にも設置しています。

問い合わせ

厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903（受付時間：平日9:00～18:00）
または こども相談室 ☎774-8501 富岡町トノ町12番地3 ☎22-1677



新型コロナウイルス給付金、
ワクチン接種に便乗した
詐欺に注意

新型コロナウイルス感染症に係る給付金やワクチン接種のために必要としたり、金銭や個人情報をだまし取ろうとする電話に関する相談が消費者生活センターに寄せられています。



阿南市では、国からのワクチン供給の見通しを受け、
65歳以上の高齢者への（昭和32年4月1日以前に生まれた方）
コロナワクチン接種券を5月上旬に発送します

ワクチンの接種までの流れについて

ステップ1 阿南市から接種券と予診票が届きます。
（原則として、接種対象個人ごとに住民登録をしている住所に封書で郵送します。）

ステップ2 かかりつけ医がある場合は接種可能かご相談ください。

※以下に該当する方は、ワクチンを受けることができない場合や、注意が必要な場合があります。

受けることができない方	○明らかな発熱がある方や、重い急性疾患にかかっている方 ○ワクチンの成分に対し、重度の過敏症を起こしたことがある方
注意が必要な方	○現在、何らかの病気で治療中の方 ・心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患、免疫不全で治療中の方 ・血が止まりにくい病気の方や、血をサラサラにする薬を飲んでいる方 ○以下のような症状が出たことがある方 ・薬や食品に対する重いアレルギー症状 ・けいれん（ひきつけ）

ステップ3 電話かインターネットでご予約ください。

※接種券が届いてからご予約ください。予約時に接種券番号（接種券に記載）が必要です。

予約方法

①電話での予約：阿南市コロナワクチン予約・相談窓口

電話番号 **0884-22-1499**

受付時間 9:00～18:00（土、日、祝日も対応）
4月21日から番号が変更となっています。



②インターネットでの予約：

「阿南市新型コロナワクチン予約サイト」をご確認ください。

<https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2021020800041/>

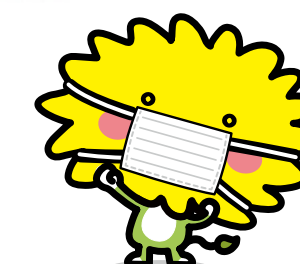


※ワクチンの接種は、任意であり、ご本人の意思で受けていただくものです。

コロナワクチンについて、接種後の副反応等、医学的知見が必要となる専門的な相談は

徳島県新型コロナワクチン専門相談コールセンター

☎0120-808-308（24時間、土、日、祝日も対応）



※令和3年4月19日現在の情報に基づいています。

新型コロナウイルスワクチン接種について